

事務局        本日は大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。  
私学振興課副課長の廣石でございます。  
審議に入るまでの間、私の方で進行を務めさせていただきます。  
はじめに、この度新たに委嘱された委員をご紹介します。

事務局        (委員紹介 略)

事務局        続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

事務局        (職員紹介 略)

事務局        それでは、これからの進行を松田会長にお願いいたします。

## 1 会長代行指名

会長        本年度も引き続き当審議会の会長を務めさせていただきます松田でございます。  
どうぞよろしくお願いいたします。  
それでは、ただ今から令和8年度 第1回 私立学校審議会を開会いたします。

会長        まず、当審議会の会長職務代行を指名させていただきます。  
これについては、「神奈川県私立学校審議会会議運営規程第2条」に、「会長  
に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代行する」  
と規定されておりますので、私から御指名申し上げます。  
会長の職務代行者として、谷口かずふみ委員を指名させていただきます。  
委員の皆様にはどうぞご了解いただきたいと存じますが、よろしいでしょう  
か。

委員一同    異議なし。

会長        谷口委員、よろしくお願いいたします。

谷口委員    よろしくお願いいたします。

## 2 議事録署名人の指名

会長        続いて、本日の会議の議事録署名人を決めさせていただきます。私から御指  
名申し上げてよろしいでしょうか。

委員一同    異議なし。

会長 御異議がないものと認め、私から御指名申し上げます。田沼委員と君嶋委員のお二人にお願いいたします。

《両委員承認》

### 3 会議の非公開の決定

会長 それでは、審議に入らせていただきますが、当審議会の会議の公開については、諮問案件及び了承案件については非公開とし、その他の事項については、その都度、会議に諮って公開又は非公開を決定することとしております。

本日の議題には、諮問案件のほかに、「その他」がございます。本日の「その他」は、学校法人に関する情報が含まれないため公開とすることで御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

会長 御異議がないものと認め、「議題2 その他」については、公開とすることに決しました。

公開する議題については、「神奈川県私立学校審議会傍聴細則」により、先に審議等を行うこととされているため、はじめに「議題2 その他」に入らせていただきます。

これより、傍聴を希望する方がいる場合は、入室を許可します。

《傍聴人入室》

### 4 その他

- (1) 幼稚園設置基準（文部科学省令）の改正に伴う「神奈川県私立幼稚園の定員適正化等の基本的な取扱い」の改正について

会長 それでは、「議題2 その他」について、事務局から説明願います。

事務局 これは、「幼稚園設置基準の一部を改正する省令」が令和8年4月1日に施行されたことに伴い、県の基準を改正するものです。

右肩に「報告資料」と記載がある資料をご覧ください。

「1 概要」ですが、神奈川県私立幼稚園の定員の適正化については、「神奈川県私立幼稚園の定員適正化等の基本的な取扱い」により、その取扱いを定めています。

このたび、「幼稚園設置基準」における学級編成基準が改正され、1学級の幼児数が「原則35人以下」から、「原則30人以下」とされたことから、その変更を反映するため、所要の改正を行うものです。

「2 改正の内容」をご覧ください。

県取扱要領において、1学級の幼児数を「35人」としている箇所を、「30人」とし、35の倍数を基準としている箇所を、30の倍数に置き換えることとします。

1ページおめくりいただき、「新旧対照表」をご覧ください。

第2条、幼稚園の定員の上限については、従前「350人」としていたところ、その直近の30の倍数である「330人」としました。

第3条以降につきましても同様に、35若しくは35の倍数となっている箇所を、30若しくは30の倍数に置き換えております。

施行日は令和8年8月1日といたします。

説明は以上です。

会長           説明が終わりましたので、御質問、御意見のある方は、御発言をお願いいたします。

会長           御発言がないようですので、「議題2 その他」については終了します。

会長           本日、会議を公開とする議題は以上でございますので、傍聴されている方は、御退席願います。

《傍聴人退席》

## 5 諮問案件

### (1) 学校の設置計画承認について

中学校1件及び小学校1件について、承認を可とする旨、答申することを決定した。

### (2) 学校の設置認可について

専修学校1件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

### (3) 学校の廃止認可について

各種学校1件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

### (4) 専修学校の目的変更認可について（課程設置認可を含む）

専修学校1件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

(5) 学校の設置者変更認可について

高等学校1件、中学校1件、小学校1件及び幼稚園1件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

会長           以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。事務局から事務連絡がありましたら、お願いいたします。

事務局           (事務局からの連絡事項)